

( 修正案 )

## COP6 議長ノート

2000 年 11 月 23 日

7:04 P M

このメモは、さらなる交渉のベースとして、また COP6 を今週政治的に成功した結果へ導く努力の一環として私個人の責任で提出するものである。

このメモは、補助機関が先週の土曜日 2000 年 11 月 8 日にその第 13 回セッションを閉会するにあたって、締約国会議に送致した書類のなかで未解決事項として残っている重要な問題を扱うものである。このメモは、ブエノスアイレス行動計画実施のための交渉過程で持ちあがった、これら書類の中に含まれているアイデアから引き出したものである。2000 年 11 月 21 日火曜日に私が提唱した 4 つの非公式サブグループが、本日終了するにあたっての状況も考慮している。これらの結果は、非公式サブグループの会議円滑化を託した閣僚たちから私に提供された。私は、この席をかりて、これらの方々が共通認識を高めるためにとられた努力に感謝する。これら閣僚たちは、私の行った評価について、一切責任を負うものではない。

このメモは、議定書 5 条、7 条、8 条 ( アカウンティング、報告、審査 ) について勤勉な交渉者達が遂げた業績には触れてはいない。この分野で残っているいくつかの問題は、他の問題での交渉結果がわかれば、解決できるものである。

このメモで提案を行うにあたり、私は、私自身の政治的判断を用い、バランスのとれたパッケージを提示するようにした。私はこれは建設的な交渉を前進させるものと信じている。

ヤン・ブロンク、COP6 議長

## ボックスA キャパシティビルディング、技術移転、4.8条/4.9条、3.14条の実施、資金

### 資金メカニズムとGEFへの指針

締約国は、技術移転、キャパシティビルディング、適応、対応方策の影響に関する枠組みについては大枠での合意に達している。

#### 適応基金

締約国は、GEFの下で新たな基金〔適応基金〕を創設すると決定する。この基金に対しては、別の指針が与えられ、LDCsやSIDsのニーズに対して特別な配慮がなされる。

- ・ 適応基金は信託資金として GEF の下に設立される。
- ・ 非附属書 I 国での具体的な適応プロジェクトの実施に資金を提供する（第3段階活動）。資金は CDM の収益の一部でまかなう（プロジェクトで発生した CERs の 2%）。プロジェクトは、UN 実施機関により実施される。
- ・ CDM 理事会が資金を管理する。理事会は COP/MOP の指針の下で機能し、COP/MOP に対して責任を持つこととする。COP/MOP は適応活動への資金提供プログラムや優先性、そして資格規準について指針を与える。
- ・ 適応活動の分類に含まれるのは次の活動である。森林減少の回避、土地劣化及び砂漠化の防止

#### 条約基金

締約国は、GEFの下で新たな窓口〔条約基金〕を創設すると決定する。この基金に対しては、別の指針が与えられ、LDCsやSIDsのニーズに対して特別な配慮がなされる。

- ・ 条約基金は GEF の下での特別な窓口となる。
- ・ この窓口において、附属書 II 国による途上国での活動に利用可能な新しい追加的な資金提供がなされる。その活動とは：技術移転や技術支援、気候変動関連のキャパシティビルディング、特定の CDM キャパシティビルディング、緩和施策を含んだ国家プログラム、経済多様化へ向けての支援。また附属書 I 国で経済移行国におけるキャパシティビルディングにも新たな、追加的な資金提供が利用可能となる。
- ・ 資金源としては：
  1. GEF への第 3 期補充
  2. 附属書 II 国による自主的な寄付金提供
  3. 附属書 II 国が、初期割当量の X%を基金の登録簿に移転する。附属書 I 国は、3.1 条の約束遵守の目的で、17 条の規定によりこれらのユニットを取得することが可能である。
  4. ODA
- ・ 現在の GEF カウンシルが基金を管理する。基金は COP の特別な指針の下で機能し、COP に対して責任を負う。これにより GEF は、途上国のニーズや優先度により良く対応するものとなることを確保する。GEF プロジェクトの所有権と国が営む性質が高まる。GEF の資金を受ける活動範囲も拡大される。GEF の手続きと方針も整備される。

## 資金源

適応基金と条約基金に加えて、締約国は他のチャンネルを通じて気候変動向け資金の資金源を増大させることで合意する。締約国は、できるだけ早く、ただし 2005 年より遅くならない年度に、その合計額が年間 10 億米ドルのレベルに達するべきことに合意する。2005 年での資金源が 10 億米ドルを下回る場合には、締約国は、6 条（共同実施）及び/または 17 条（排出量取引）から課金することに合意する。

## 気候資金委員会

締約国は、COP7 で次の権限を有する気候資金委員会を設立することを決定する。

- ・ GEF、地域開発銀行、世界銀行、UNDP 及び他の多国間組織などの既存の資金チャンネルや資金提供組織に政策提言を行うこと。この政策提言は次のことに焦点を当てることとする。
  - 気候資金の拡充
  - 主流化
  - モニタリングと評価

## キャパシティビルディング

締約国は、非附属書 II 国を支援するため、条約の実施と京都議定書への効果的な参加に関連するキャパシティビルディング活動に指針を与える枠組みを設立することを決定する。（決定書草案 FCCC/SB/2000/CRP.16 及び FCCC/SB/2000/CRP.17 参照）

## 技術移転

- ・ 締約国は、SBSTA の下に技術移転に関する技術的、科学的専門家による政府間協議グループを設立することを決定する。
- ・ このグループは：
  - 情報の交換所と地域技術情報センターを設立し、情報交換及びレビューを促進する。
  - 更にとるべき行動について SBSTA に助言する。
  - IPCC の技術移転に関する特別報告書で明らかにされた技術移転に対する障壁を解決するための方法と手段に焦点を当てる。
  - 均等な地理的配分をベースに構成される。
- ・ SBSTA は、グループの作業を定期的にレビューし、その提言について考慮し、必要があれば COP に対し、更なる行動をとるよう求める。これら更なる行動には、なかんずく資金提供する活動のプログラムや優先度も含める。

## 気候変動の悪影響

附属書 II 国がとるべき行動には次のものが含まれる。

- ・ 適応計画や評価がいかに実際のプロジェクトに置き換えられ、かつ国家政策や持続可能な開発計画に統合されるかを示すパイロットプロジェクトまたは実証プロジェクト。このベースとなるのは、非附属書 I 国の国別報告書、他の関連する情報、及び COP が承認する段階的アプローチである。

- ・プロジェクトを保証するのに十分な情報が与えられている場合の適応プロジェクト、なかんずく水資源管理、土地管理、農業、健康、インフラ整備、生態系及び総合的な沿岸地帯管理。
- ・疾病のモニタリングと疾病管理の改善、気候変動の影響を受けている締約国での疾病予防策
- ・森林減少の回避と土地劣化防止で、気候変動に関連するもの
- ・極端な天候現象に速やかに対応するための国家レベル及び地域レベルのセンター並びに情報ネットワークの設立と強化。これには情報技術をできるだけ活用する。

#### **対応措置の影響に対する行動 (3.14 条)**

附属書 I 国、及び他の締約国で国別報告書を作成する立場にある締約国は、その国別報告書で次のことを報告することを決定する。

- ・気候変動に取り組む目的で採用した、または計画している政策措置の社会的、環境上、経済的な悪影響を制限するための努力、たとえば、市場を歪曲する手法（例、石炭補助金）の削減または段階的な廃止及び高エネルギー排出媒体の利用削減または段階的な廃止
- ・国別報告書は京都議定書の規定(第 8 条)により検討される。市場経済への移行プロセスにある附属書 I 国には、一定レベルの柔軟性が認められる。

#### **対応措置の影響に対する行動 (4.8 条)**

- ・附属書 I 国は、対応措置で悪影響を受ける非附属書 I 国に対し、技術移転、キャパシティビルディング、経済多様化、化石燃料生産におけるエネルギー効率向上、先進的な化石燃料技術（炭素回収や炭素固定を含む）といった分野で更なる方法論の作業に基づく具体的な行動をとり、これら非附属書 I 国を支援する。
- ・途上国締約国は、国別報告書の指針を効果的に実施しつつ、対応措置の実施により発生する特別なニーズや懸念を報告する。

#### **最貧国 (LDCs、SIDS も含む) の特別なニーズ**

- ・LDCs に対しては、GEF の資金を受ける特別な作業計画が作られ、次のことに焦点が当てられる。
  - キャパシティビルディングや技術援助を含む、脆弱性や適応ニーズの評価の早期立ち上げ。
  - 国別適応行動プログラムの開発
  - 具体的な適応プロジェクト実施の優先。災害援助、森林減少の回避、土地劣化の防止が含まれる。
  - 国別の適応行動プログラムを支援するための LDC 専門化グループの設立。
- ・LDCs に対しより大きな CDM の流れを奨励するため、LDCs での CDM プロジェクトは、適応基金の収益への課金から免除される。「小規模 CDM プロジェクト」の実施も奨励される。

## ボックスB メカニズム

### COP/MOP <-> 理事会

#### A. CDM理事会の構成

- ・ 締約国は、理事会組織の完全性、信頼性及び効率的な運営を確保するため、理事会の構成が本質的な要素となることに合意する。締約国はこのため、その構成と投票手続きにおける均衡あるアプローチについて決定する。
- ・ 理事会の均衡は、現在の UNFCCC の慣行に従うこととする。( 5 つの国連地域グループにおける地理的に均等な代表。UNFCCC 議長団での現在の慣行を反映する各種利益グループを考慮に入れる。)
- ・ 5 つの国連地域グループそれぞれから同数のメンバーとし、これに、小島嶼途上国のグループから 1 名の代表を加える。( 16 名)
- ・ 理事会メンバーは、いかなる決定提案も全員一致で合意に達するよう、あらゆる努力を払う。あらゆる決定も最終的な手段として、会合に出席し投票するメンバーの 4 分の 3 の多数決で採択されることとする。

#### B. 理事会に対する COP/MOP 意思決定権限

- ・ 理事会は、COP/MOP の権限の対象であり、その指針を受け、また COP/MOP に対し説明責任を負う。

#### C. CDM を速やかに開始するための機構

- ・ 締約国は、補助機関の次のセッションで選出される理事会の選出によって CDM の速やかな開始が実現すると決定する。
- ・ 理事会は UNFCCC 事務局の支援を受ける。
- ・ CDM の速やかな開始に向け適切な資源を利用できるようにする。

### CDM のプロジェクト活動の適格性

- ・ 締約国は、特定のプロジェクト活動が持続可能な開発に関する国家戦略と合致したものであるかどうかを判断するのは締約国の裁量であることを認識する。
- ・ 附属書 I 国は、CDM による CER を発生させるために、核関連施設を用いることを控えると宣言する。
- ・ 締約国は、条約の究極目的に貢献するため、また持続可能な発展に貢献するため、次の活動に優先順位を与えるべきこと、及び CDM の規則や様態、手続きの範囲内で検討を早めることを決定する。
  - 再生可能エネルギー（なかんずく小規模水力発電）
  - エネルギー効率改善
- ・ COP/MOP の指針の下で、理事会は、この決定の運営のため規則や様態を更に策定する。

### **補完性**

・ 附属書 I 国は、主として 1990 年以降の国内行動を通じて排出約束を満たす。この原則の遵守は、遵守委員会の促進部 (facilitative branch) により、国別報告書に報告され、8 条の規定でレビューされた定量的かつ定性的な情報を基に評価される。促進部は、本条項の効果的な実施を確保する方法について助言する。最初の評価は 2005 年期限の附属書 I 国の第 4 回国別報告書で報告されるべきである。

### **取引の方法と責任**

- ・ 締約国は、17 条が費用効率的に約束を達成する機会を締約国に提供することを合意する。締約国はまた、報告やレビュー、及び強力な強制力のある遵守体制をもってしても、締約国による売りすぎと、それにより本システムの環境十全性が潜在的に危機に陥ることを防ぐには十分でないことを認識する。
- ・ 締約国はこのため、附属書 B 国が、当該約束期間の国内登録簿 (national registry) 中の割当量の一部を保持すると決定する。この割合は、割当量の 70% または計画されるもしくはは、最近の排出を基に決められた割合とする。
- ・ 各締約国の排出データの毎年のレビューの後、割当量の保持されるべき部分を再計算し、必要があれば調整する。

### **Fungibility (代替可能性)**

- ・ 締約国は、人類の現在及び将来世代の利益のため、公平性に則って、共通だが差異のある責任と個々の能力に基づき、気候システムを保護するべきである。このため、先進締約国は、気候変動とこれに伴う悪影響と戦うため先頭に立つべきである。締約国は、メカニズムの目的を達成する行動において、条約 2 条と条約 3 条の原則に従うことを確認する。
- ・ 締約国は、途上国の一人あたり排出が依然相対的に低いこと、途上国を発生源とする全排出の割合が、途上国の社会的、開発上のニーズに合致するため増大することに留意する。
- ・ 締約国は、京都議定書が、その後続く約束に関する考慮や意志決定に影響を与える、京都議定書の 3 条、6 条、12 条及び 17 条に基づいたいかなる種類の排出に関する権利、権限、権益をも、条約の附属書 I 及び議定書の附属書 B に含まれる締約国に対し、作りだし、または付与するわけではないことを認識する。締約国は、そのような約束の考慮は、公平な基準、共通だが差異ある責任及び個々の能力に基づくべきであることを認識する。
- ・ 締約国は、排出削減ユニット (共同実施の下での) と割当量の一部 (排出量取引の下での) が、締約国の割当量に加算または割当量から減算されることができるとに留意する。締約国は、CER ユニット (CDM) が締約国の割当量に加算され、また附属書 B に記載された約束に従うその締約国の割当量を変えないことなく、3 条での排出削減数量や削減約束の遵守に寄与させる目的で用いることができることに合意する。
- ・ 締約国は、ERU と割当量の一部は、COP/MOP が設定する規則や手続きに基づき交換することができることを決定する。

### **CDM プロジェクトの地理的配分の促進**

- ・ 締約国は、全ての締約国が CDM に参加する機会があるべきことを合意し、CDM プロジェクトの公平な配分が促進されることを決定する。このため、適切な附属書 I 国平均に基づく標準化ベースラインが、小規模プロジェクト (XMW 以下) や再生可能エネルギープロジェクト (XMW 以下) に適用可能である。理事会は、これら特定のプロジェクトタイプへの優遇措置を精緻化し、推奨することが求められる。
- ・ 締約国は、以下により CDM での LDC の参加を促進すると決定する。
  - LDCs での制度的なキャパシティビルディングに特別な注意を払う。
  - LDCs での CDM プロジェクトは、適応基金のための課金から免除する。
  - CDM プロジェクトの公共資金は現在の ODA に追加的なものであるべきである。

### **「共同実施」の手続き**

・ 締約国は、「共同実施」が温室効果ガスの排出制限や削減約束をもつ附属書 I 国間で行われることに留意する。このため、締約国は、締約国が報告義務を満たすかどうかの検証に厳密な手続きは必要ないことを決定する。締約国は、もし締約国がこれら義務を満たさない場合には、CDM 手続きの下で与えられるものと同じ厳格な手続きに従うべきであることに留意する。

## ボックスC 土地利用、土地利用の変化及び森林

### 3.3 条の植林、再植林、森林減少の定義

- ・ 締約国は、3.3 条の実施に関し、「森林」は、FAO の定義に基づくことに合意する。締約国は、各国の事情を反映するため、FAO の数値の適用に際し、一定の柔軟性があるべきことを認識する。
- ・ 締約国は、将来の約束期間において、バイオーム (biome、生物群系) 別の森林定義適用の可能性を検討するプロセスを確立することを決定する。
- ・ 締約国は、植林、再植林、森林減少の定義については、IPCC の一連の定義を適用することを決定する。IPCC 特別報告書によると、この一連の定義は、システムの下での土地と大気の間の実際の炭素交換にもっとも近い計算体系を提供する。

### 3.4 条の追加的活動とアカウンティング

#### 資格性のある活動：

- ・ 締約国は、締約国が次の活動を含めることができることを決定する。放牧地管理、耕地管理、森林管理 (広義の土地管理活動)、再植生 (狭義の活動)

#### アカウンティング

- ・ 締約国は、適用される活動の規模が、締約国による 3 条での約束達成の努力に大きな修正を加えることにつながり得ることを認める。
- ・ したがって、締約国は、第一約束期間での締約国の目標達成のための、3.4 条の追加的活動の寄与を、締約国の基準年排出量の 3% に制限することを決定する。
- ・ さらに締約国は、追加活動のアカウンティングは、2 つの明確に異なる区分 (interval) で行われると決定する。

#### 第一の区分 (3.3 条の負債 (debit) まで全てクレジット可能)

- ・ 締約国は、3.3 条の予期せぬ結果、つまり、森林の全炭素貯蔵量が全体的に増えた国は、それにもかかわらず、3.3 条のアカウンティングや定義のために割当量を減少させる可能性があることを認める。
- ・ このため、締約国は、1990 年以降の全ての森林炭素貯蔵変化が 3.3 条の規定によって生じるその国の正味の負債を補う条件で、締約国が森林管理に該当する土地における炭素貯蔵変化及び正味の G H G 排出を 3.3 条から生じる正味の負債に等しくなる水準まで、全てをカウントしてもよいことを決定する。この第 1 区分は、30MtCo<sub>2</sub> を超えないものとする。

#### 第二の区分 (非直接の人為的効果を除去外し、不確実性を扱うため、残りの区分ではクレジットを割り引く)

- ・ 締約国は、3.4 条の条項に基づき計算される炭素貯蔵変化は、広範囲に定義される管理活動において、次の影響を取り除くと決定する。
  - 間接的な窒素固定
  - CO<sub>2</sub> 濃度上昇
  - 他の間接的な影響、及び



- (森林生態系について) 1990 年以前の管理活動の結果生じる樹齢構成の動的な効果

・このため、締約国は、追加的な耕作地管理活動や放牧地管理活動から生じる正味の炭素貯蔵量変化と正味の GHG 排出量については 30%、及び追加的な森林管理の結果生ずる正味の炭素貯蔵量変化と正味の GHG 排出量については 85%削減することを適用する。

### **第二約束期間とそれ以降の約束期間での3.4 条の追加活動**

- ・締約国は、COP/MOP が、以降の約束期間における排出約束を決定する前に、第二約束期間とそれ以降の約束期間で用いられる追加的な活動で合意されたもののリストにおいて、それらのアカウンティングに関する規則、様態及び指針とともに、検討することを、決定する。
- ・締約国はさらに、炭素貯蔵変化及び正味 GHG 排出量のアカウンティングは炭素貯蔵及び正味 GHG 排出の直接的な人為的变化に限定することを決定する。締約国はこのため、除外するために用いるアプローチを、本件に関する IPCC の計算に関する方法論の作業を考慮して、定期的にレビューするプロセスを確立する。

### **3.7 条の実施**

- ・締約国は、1990 年の土地利用の変化と森林が正味の排出源となるた締約国の場合、3.7 条の規定に基づき、土地利用の変化から生じる排出及び除去は、基準年である 1990 年の排出に含めるべきであることを留意する。
- ・締約国は、この規定を用いる有資格性は、レビューする国別目録を基に定められることを決定する。

### **CDM におけるLULUCF**

- ・締約国は、LULUCF 活動が、CDM における二重の目的に寄与し得ることに合意する。締約国はこのため、植林及び再植林を CDM に含めることを決定する。しかし、締約国は同時に、これらプロジェクトの実施により生ずる特定の懸念を認識する。
- ・締約国は、森林減少や土地の劣化を防ぐ活動は、CDM としてのクレジットを生ずるプロジェクトとしての資格はないことを決定する。しかし、これらの活動は、干ばつや砂漠化、流域保護、森林保全、原生林の生態系の回復、含塩土壌の再生を解決する、適応基金の下で優先的に資金供与を受けるプロジェクトに分類される。
- ・締約国は、3.3 条のアカウンティングの方法と定義は、修正する必要があるかもしれないこと、及び非恒久性、社会的、環境上の影響、リーケッジ、追加性及び不確実性といった問題が適切に扱われるべきであることを認識する。LULUCF プロジェクトは、他の多国間環境協定の目的とも合致したものである必要がある。
- ・締約国はこのため、SBSTA の下で、これらの問題を取り扱う規則や様態を、必要あれば IPCC でのさらなる方法論の作業も考慮しつつ開発するプロセスを確立することを、決定する。

## ボックスD. 政策措置、遵守、アカウンティング、報告、審査

### 政策と措置

- ・ 締約国は、政策及び措置に関する情報の交換を継続することを決定する。
- ・ 締約国は、明白な進展の意味及び、この進展（京都議定書 3.2 条）について報告するための指針の必要性について SABSTA14 のため、また COP7 で更に検討するために、附属書 I 国による、サブミッションを求めることを決定する。

### 遵守：3.1 条の不遵守に対する結果

- ・ 締約国は、3.1 条の不遵守の結果は事前に合意されるべきであり、また執行部（enforcement branch）の裁量の対象であるべきではないことを決定する。
- ・ 締約国は、締約国の次の約束期間の割当量から、罰則的な比率で過剰排出分を差し引くことは、以降の約束期間の排出約束の採択と発効が、時宜を得たものであるとすれば、十全性を保証することを認識する。
- ・ 締約国は、罰則率が遵守システムに本質的な要素であることに留意する。罰則率は、部分的には、排出約束達成の遅れに対する金利といった役割を果たすものであるが、遵守へのインセンティブでもあるべきであり、したがって、比較的高い水準で設定されるべきである。
- ・ 締約国は、第二約束期間の排出約束は、第一約束期間開始の前に採択されるべきであることを決定する。
- ・ 締約国は、締約国が 3.1 条の約束に不遵守であると決定される場合、執行部は、次の帰結を適用すべきであることと決定する。
  - 以降の約束期間の割当量から超過排出量分を減算すること
  - 罰則率は 1.5 とし、当該締約国が次の約束期間の終了時に不遵守の場合には、次の約束期間後は、0.25 増やすこととする。
  - 当該締約国は、不遵守が決定された後、次の約束期間中に約束をいかに達成するかについての提案を定めた遵守行動計画を作成し、執行部の承認を得る同部に提出する。

### 遵守：締約国間の差異（特に附属書 I 国と非附属書 I 締約国間）

- ・ 締約国は、執行部の権限は附属書 I 国が負っている義務に限定することを、決定する。
- ・ CDM への参加については、京都議定書を批准し、資金源の利用可能性を考慮した上で条約 12 条の約束を達成する締約国だけが CDM に参加できることを認識し、非附属書 I 国に適格要件はない。
- ・ 促進部の帰結の適用に関しては、附属書 I 国及び非附属書 I 国間で、差異はない。

### 遵守：COP/MOP と遵守委員会の関係

- ・ 締約国は、COP/MOP の役割は遵守委員会に一般的な政策指針を与えることに限定されるべきであり、個々の事例に干渉すべきではないことを、決定する。
- ・ 締約国は、意義申し立て手続きの必要性はないことを、決定する。

### **執行部と促進部の権限**

- ・ 締約国は、執行部の権限は排出数量約束及び、6 条、12 条（附属書 I 国のみ）、17 条に基づく適格要件を含むことを、決定する。
- ・ 他の全ての不遵守の事例は、促進部の権限内とし、これには、附属書 I 国と非附属書 I 国の約束の特性を考慮し、2.3 条、3.14 条、5.1 条、7.1 条、7.2 条、10 条及び 11 条が含まれる。
- ・ 促進部は、京都議定書の遂行及び締約国による議定書の約束遵守の促進に関して、締約国に助言し、これを容易にする責を負うこととする。

### **遵守：遵守委員会の構成**

- ・ 締約国は、遵守委員会の設置を決定し、委員会は執行部（enforcement branch）及び促進部（facilitative branch）という 2 つの下部門を通じて機能する。

#### **促進部**

- ・ 締約国は、促進部の均衡は、現在の UNFCCC の慣行に従う（5 つの国連地域グループの公平な地理的代表で、UNFCCC 議長団での現在の慣行を反映している各利益グループを考慮したもの）ことを、決定する。
- ・ 5 つの国連地域グループからそれぞれ同数のメンバーを加え小島嶼途上国グループから 1 名の代表とする。
- ・ 促進部は、11 名のメンバーで構成される。
- ・ 促進部のメンバーは、いかなる決定提案も全員一致で合意に達するよう、あらゆる努力を払う。いかなる決定も最終的な手段として、会合に出席し投票するメンバーの 4 分の 3 の多数決で採択されるものとする。

#### **執行部**

- ・ 締約国は、執行部の均衡は、現在の UNFCCC の慣行に従う（5 つの国連地域グループでの公平な地理的代表で、UNFCCC 議長団での現在の慣行を反映している各利益グループを考慮したもの）ことを、決定する。
- ・ 5 つの国連地域グループからそれぞれ同数のメンバーに加えこれに小島嶼途上国グループから 1 名の代表とする。
- ・ 執行部は、11 名のメンバーで構成される。
- ・ 執行部のメンバーは、いかなる決定提案も全員一致で合意に達するよう、あらゆる努力を払う。いかなる決定も最終的な手段として、次の方法で採択される。
  - 会合に出席し投票するメンバーの 4 分の 3 の多数決
  - 二重の多数決（全体の過半数及び附属書 I 国、非附属書 I 国それぞれの過半数）

### **遵守：法的根拠、遵守の最終結果採択の形式**

- ・ 締約国は、拘束力ある結果を含めた遵守システムの採択は、法的に次の根拠に基づくべきであることを、決定する。
  - 発効以前の京都議定書を補足する協定